

# 緑化駐車場内立体駐車場整備事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

丸亀市では現在、大手町地区4街区エリアの再整備を進めており、再整備後に見込まれる駐車場需要に対応するため、4街区内に立体駐車場を整備することとしています。

本事業の実施にあたっては、民間事業者が持つ高度な技術力やノウハウを活用することで、工期短縮や費用縮減を図ることができるため、設計・施工を一括して発注することとしました。

受託候補者の選定にあたっては、本事業の目的に適した提案であるか総合的に判断するため、公募型プロポーザル方式にて決定します。

## 2 事業概要

- (1) 事業主体 丸亀市
- (2) 契約者 丸亀市 丸亀市長
- (3) 事業名 緑化駐車場内立体駐車場整備事業
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和9年6月30日まで
- (5) 工事場所 丸亀市大手町二丁目地内
- (6) 業務内容

主な業務内容については以下のとおりですが、詳細については、別に示す「緑化駐車場内立体駐車場整備事業特記仕様書」を参照してください。

- ア 実施設計一式（建築、電気設備、充電器設備、機械設備、外構等）
- イ 建築工事一式（建築、電気設備、充電器設備、機械設備等）
- ウ 外構工事
- エ 地盤調査、現状（広さ、高低差）調査（提示する資料が不足する場合）
- オ 各種申請手続（申請費用を含む。）
- カ 工事監理、意図伝達業務
- キ 上記に関する関連業務

### (7) 留意事項

本工事場所は、埋蔵文化財調査対象エリアであり、評価基準日時点（令和7年8月19日）では、埋蔵文化財調査中です。埋蔵文化財調査については令和8年3月に完了予定です。

## 3 発注上限額

1, 514, 300, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託料の支払いは丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款(令和7年3月28日告示第18号)の規定に基づきます。なお、令和7年度に支払は行いません。

#### 4 資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、丸亀市契約規則を遵守した上で、以下の要件について、単体企業で参加する場合は(1)～(10)を、特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)として参加する場合は(1)～(13)の全てを満たすものとします。

ただし、JVとして参加する場合は2者～3者によって結成された者とし、以下の(1)～(5)の要件は全ての企業が、(6)～(8)の要件は代表となる構成員が、(9)、(10)は構成員のうち誰かが満たすものとします。

なお、一者またはJVを問わず、複数の参加は認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加表明書の提出期限から、受託候補者特定の日までの間に、丸亀市指名停止等措置規程に基づく指名停止中でないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその団体構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。かつ本業務の建設工事の施工能力があること。
- (7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (8) 丸亀市指名競争入札参加資格者名簿の「工事」において「建築一式」の業種で登録されており、丸亀市内に本店を置く、A等級に格付けされている者であること。
- (9) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までに、国または地方公共団体発注の建築一式工事で元請としての実績を有する者であること。
- (10) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までに、3階建て以上かつ駐車台数100台以上の立体駐車場の施工実績を有する者であること。(JV構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。)
- (11) 構成員(これらの企業と資本面もしくは人事面において関連がある者を含む。)

が、本プロポーザルに参加する単独企業または他のJVの構成員ではないこと。

(12) 参加表明書類の提出までにJVを組織し、共同企業体の設置に関する協定書を参加表明書類の提出時に添付できること。

(13) 各構成員の出資比率は、構成員数に応じ、次のとおりであること。

- ・2者 30パーセント以上
- ・3者 20パーセント以上

## 5 参加条件

各業務に関して、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1) 設計業務に関する要件

ア 分担業務分野

分担業務分野の分類は、「建築」、「電気設備」、「機械設備」に区分し、分野ごとに担当技術者を配置すること。

なお、参加申込者において新たな分担業務分野を追加する場合は、追加する分担業務分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。ただし、分担業務分野を分割して新たな分野として設定することはできません。

イ 配置予定技術者は次の要件を満たすものとします。

なお、管理技術者とは、各分担業務分野の設計業務を統括し、技術上の管理を行う者をいいます。

- ① 管理技術者は一級建築士とします。
- ② 各分野の担当技術者は、一級建築士、二級建築士、第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者、建築設備士等の、各分野に対応する資格を有すること。
- ③ 管理技術者及び担当技術者は工事監理者を兼ねることができません。
- ④ 参加申込書提出期限において、3か月以上雇用関係が継続していること。

(2) 建設業務に関する要件

ア 配置予定技術者は次の要件を満たすものとします。

- ① 監理技術者は、一級建築士又は一級施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- ② 建設業法に従い、本業務の建設工事に対応する技術者を専任で配置できること。
- ③ 現場代理人は工事現場稼働中において、現場に常駐し、発注者と連絡が取れる者を配置すること。
- ④ 参加申込書提出期限において、3か月以上雇用関係が継続していること。

### (3) 工事監理業務に関する要件

#### ア 分担業務分野

分担業務分野の分類は、「建築」、「電気設備」、「機械設備」に区分し、分野ごとに担当技術者を配置すること。

#### イ 配置予定技術者は次の要件を満たすものとします。

なお、管理技術者とは、各分担業務分野の工事監理業務を統括し、技術上の管理を行う者をいいます。

- ① 管理技術者は一級建築士とします。
- ② 各分野の担当技術者は、一級建築士、二級建築士、第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者、建築設備士等の、各分野に対応する資格を有すること。
- ③ 参加申込書提出期限において、3か月以上雇用関係が継続していること。

## 6 スケジュール

内容	期間等
公告実施要領の配布	令和7年8月19日(火)
質問受付期間	令和7年8月19日(火)～9月5日(金)
質問に対する回答	質問受付後1週間程度で随時ホームページ上において公開
参加表明書類の受付期間	令和7年8月19日(火)～9月26日(金)
参加資格要件審査(一次)	令和7年9月29日(月)～10月2日(木)
一次審査結果通知	令和7年10月3日(金)
技術提案書等の受付期間	令和7年10月6日(月)～10月22日(水)
プレゼンテーション審査(二次)	令和7年10月30日(予定)
二次審査結果通知	令和7年11月上旬
仮契約	令和7年11月中旬
契約	令和7年12月下旬

(注) スケジュールは多少前後する場合があります。

## 7 質問の受付・回答

### (1) 受付期間

令和7年8月19日(火)～9月5日(金) 午後5時まで

### (2) 提出方法

質問書(様式10)に必要事項を記入し、担当室あてに電子メールで提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問(事業者名)」としてください。メール送信後、担当室に送信確認の電話をしてください。なお、電子メール以外での質問

(電話での問い合わせ等) については回答いたしません。

(3) 回答

質問受付後 1 週間程度で随時ホームページ上において公開します。

8 参加表明書類の提出

(1) 提出書類

様式	提出書類	部数	備考
様式1	参加表明書	1部	
様式2	会社概要書	1部	構成員ごとに作成すること。
様式3	事業者業務実績書	1部	実施設計及び施工で1枚ずつ作成すること。 実績を証する書類を添付すること。
様式4	業務実施体制調書	1部	
様式5	配置予定技術者調書	1部	各技術者等の資格者証の写し及び携わった業務実績がわかる資料を添付すること。
様式6	共同企業体結成届出書	1部	J Vのみ提出。
任意様式	共同企業体協定書	1部	同上
様式7	委任状	1部	同上
	本要領中「4 資格要件」の(9)、(10)に規定する実績を証する書類	1部	様式3「事業者業務実績書」の添付書類で内容が確認できる場合は提出不要。
	国税及び地方税(市税・県税)に滞納がないことを証する書類	1部	
	一級建築士事務所登録通知書の写し	1部	
	建設業許可登録証の写し	1部	

※その他必要な書類は各様式の下欄に記載しています。

(2) 受付期間

令和7年8月19日(火)～9月26日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

(3) 提出方法

本要領中「17 問い合わせ先及び申込先」へ、参加表明書類を持参又は郵送により提出してください。

## 9 説明会及び現地確認

本プロポーザルに係る現地説明会は開催しません。

業務予定地は、埋蔵文化財発掘調査のため立入制限を行っています。現地確認を行う場合は、敷地外からの確認をお願いします。

## 10 技術提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 技術提案書等提出書（様式8）

イ 技術提案書（様式9または任意様式）

※A3サイズとなる場合はA4に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

ウ 図面

- ・全体のイメージ図
- ・施設配置図
- ・施設平面図
- ・施設立面図（4面）
- ・施設断面図（2面）
- ・設備プロット図
- ・仕上表、建具表
- ・その他の必要な図面

※図面はA3サイズをA4に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

エ 設計・工事工程表（任意様式）

※設計、工事、各種申請等を含めた全体工程を記載すること。

※A3サイズとなる場合はA4に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

オ 見積書（任意書式）

※積算内容が分かるように記載すること。

※宛名は「丸亀市長 松永恭二」とすること。

### (2) 提出部数

正本1部、副本7部

### (3) 受付期間

令和7年10月6日（月）～10月22日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

### (4) 提出方法

本要領中「17 問い合わせ先及び申込先」へ、技術提案書等を持参又は郵送により提出してください。

## 11 参加資格要件審査（一次審査）

提出された参加表明書類等の書類をもとに、「4 資格要件」「5 参加条件」で規定す

る要件を満たしているか審査を行い、一次審査の結果については速やかに全ての参加者に通知します。

参加資格要件を満たす事業者として通知を受けた参加者は、「10 技術提案書等の提出」で記した通り、技術提案書等を受付期間中に提出するものとします。

## 12 プレゼンテーション審査（二次審査）

提出された書類を確認の上、プレゼンテーション（二次審査）の日時や場所等を記載した参加確認通知を、一次審査結果通知と合わせて通知します。

### （1）プレゼンテーションについて

二次審査では、提案内容に関するプレゼンテーションを実施します。

出席者は3名以内とします。

時間は20分以内とし、その後質疑応答（10分程度）を行う予定です。

### （2）評価

提出された書類を基に「評価基準表」により行います。

最高評価点を得た者を受託候補者、2番目に高かった者を次席者とします。最高評価点獲得者が2者以上あった場合は、委員会で決定します。

なお選考にあたり、委員会において最低基準を設けます。また参加提案者が1者の場合も選考を行いますが、全ての参加提案者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。

### （3）選考結果

選考結果は、令和7年11月上旬に参加提案者に電子メールで通知します。

### （4）その他

ア 電源、プロジェクター及びスクリーンについては市で用意しますが、パソコンについては各参加提案者にて用意してください。

イ 管理技術者として予定している者は出席してください。

ウ 委員会での選考は非公開とします。

## 13 契約の締結等（受注候補者との協議）

### （1）仮契約の締結

受注候補者と市は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行い、合意に至った場合随意契約を締結します。

その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合があります。

なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次点の者と契約締結の協議を行うこととします。

### （2）本契約の締結

本事業に係る契約には、市議会の議決を要するため、当該議決を経た時に本契約が

成立するものとします。ただし、本契約の日までに参加資格要件を満たさなくなった時は、本契約を締結しないものとします。

(3) 契約保証金

丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款第4条の規定によります。

14 参加辞退

参加表明書提出以降に参加を辞退する場合は事前に電話連絡のうえ、本要領中「17 問い合わせ先及び申込先」へ、辞退届（様式11）を持参又は郵送により提出してください。

15 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 委員に接触するなど、選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会委員長が失格であると認めた場合

16 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 丸亀市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (5) 丸亀市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に丸亀市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、丸亀市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (6) 技術提案書の著作権は提案者に帰属します。なお、技術提案書の記載に際し、日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととします。
- (7) 提出された技術提案書等は提案者に無断で使用しません。ただし、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書等については、丸亀市が必要と認める場合には、丸

亀市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用するものとする。

(8) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て丸亀市に帰属するものとします。

(9) 本件における情報公開基準は丸亀市プロポーザル方式取扱規程第19条別表のとおりとし、当該情報公開基準を了解の上、本件公募型プロポーザルに参加してください。

(10) 審査経緯及び結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。

#### 17 問い合わせ先及び申込先

丸亀市都市整備部 都市計画課 まちなか再生推進室

(担当：勝田、立石、下田)

所在地 〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

連絡先 Tel 0877-35-7215 Fax 0877-24-8866

E-mail [saisei@city.marugame.kagawa.jp](mailto:saisei@city.marugame.kagawa.jp)